

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第7号

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例

相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第5行政職給料表(1)の部6級の項、消防職給料表の部6級の項及び医療職給料表の部3級の項中「担当課長」を「総括主幹」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。